

## 不利益処分に係る処分基準

平成22年 8月31日 作成

許 認 可 の 種 類	指定定期検査機関の役員等の解任命令
法 令 名	計 量 法
根 拠 条 項	第35条
法 令 の 定 め	計量法第28条第1項第2号(指定の基準) 通商産業省令第72号(平成5年10月28日) 「指定定期検査機関,指定検定機関及び指定計量証明機関の指定に関する省令」 第2条第2項(指定の基準)
処 分 基 準	法令の規定に基づく
問 い 合 わ せ 先	函館市経済部商業振興課 計量検査所 (電話 27 - 2555)
備 考	